

複写

ご連絡

前略 平成27年7月23日付の貴法人からの要請書にご回答申し上げます。

貴法人からの要請書において、当社の特約事項の文言が、最高裁判所が「お墨付き」を与えたかのような誤解を与えるとの指摘がありました。しかし、平成25年10月17日に言い渡された大阪高等裁判所の判決は、貴法人が要請書で指摘される3つの特約事項について消費者契約法の違反はないと判断し、平成27年3月3日付の最高裁決定でも大阪高裁判決が覆されることはありませんでした。

また、貴法人は、要請書において、「大阪高裁判決に付言として述べられている内容は、裁判所の判断として法的意味を有するものではありません」と指摘されています。しかし、契約の解除権や明渡しの代理権、残置動産の処分権を連帯保証人に与える特約事項について、大阪高裁判決は、「…家賃保証会社以外の、通常、賃借人との間で一定の信頼関係があると考えられる個人の連帯保証人に対し、上記権限を付与したものであって、その目的は、個人の連帯保証人の賃料支払債務が過大になるのを防止するためであり、当該条項を賃借人が明確に認識した上で契約を締結したものであれば、当該条項が信義則に反して賃借人の利益を一方向的に害するものであるということとはできず、法10条に該当するものとは解されない。」と明確に消費者契約法に抵触するかどうかを判断しており、「法的意味を有するものではありません」と指摘される根拠が不明です。したがって、貴法人が要求される文言の削除には応じかねます。

草々

複写

複写

差出人

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町2-1-1 本町サザンビル4F
株式会社 明来

代表取締役 藤田 精

受取人

〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町1-1-1 天満橋千代田ビル
適格消費者団体 特定非営利法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 明德 殿

郵便認証司

27. 7. 28

この郵便物は平成27年 7月28日
第 10376403785 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社
受付通番：2015072813344800100001 号

1 / 1 頁

新 東 京
27. 7. 28
12-18